

大気汚染防止法が改正されました

一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されました。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布されました。

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材へ規制を拡大するとともに、都道府県等※1への事前調査結果の報告の義務付け及び作業基準遵守徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化されました。



規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大※2されました。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準が設けられました。



罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されるようになりました。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されるようになりました。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象が拡大されました。



事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化されました。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者※3」による事前調査の実施を義務付けます。
(施行：令和5年10月～)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等※4が事前調査結果を都道府県等へ報告することを義務付けます。
(施行：令和4年4月～)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存※5することが義務付けられました。



作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者※6」による取り残しの有無等の確認が義務付けられました。
- ✓ 作業記録の作成・保存※7が義務付けられました。
- ✓ 作業結果の発注者への報告が義務付けられました。

- ※1 都道府県、大気汚染防止法の政令市など
- ※2 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
- ※3 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
- ※4 元請事業者または自主施工者
- ※5 解体等工事終了後3年間保存
- ※6 石綿作業主任者、※3の事前調査の必要な知見を有する者
- ※7 解体等工事終了後3年間保存



大気汚染防止法の改正の概要

改正概要

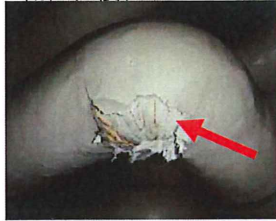
建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化されました。

<石綿含有建材の種類>

吹付け石綿(レベル1)



石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



現状・課題

主な改正事項

<課題1>

規制対象となっていない石綿含有成形板等(レベル3)の不適切な除去により石綿が飛散

<規制対象>

全ての石綿含有建材に拡大
(現状の規制対象の除去作業(約2万件)の5~20倍増)

【工事の流れ】

事前調査

- ・ 石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・ 調査結果を発注者に説明

<課題2>

▼不適切な事前調査による石綿含有建材の**見落とし**
(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)

- 一定規模以上等の建築物等について **石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告**の義務付け
※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。制度開始時より運用。
- **調査方法を法定化**
※ 必要な知識を有する者による書面調査、現地調査等
- **調査に関する記録の作成・保存**の義務付け

レベル1・2あり

レベル1・2なし

届出

- ・ 作業内容を都道府県等に届出

解体等工事

石綿含有建材の除去等作業

(特定粉じん排出等作業)

- ・ 作業基準の遵守義務
→作業基準適合命令等
→命令違反への罰則

※レベル3については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮する必要があることから、届出対象とはせず、作業基準等の規制の対象とする。

<課題3>

▼短期間の工事の場合、**命令を行う前に工事が終わってしまう**

- **隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業**を行った場合等の**直接罰の創設**
- **下請負人を作業基準遵守義務**の対象に追加

<課題4>

▼不適切な作業による石綿含有建材の**取り残し**

- **作業結果の発注者への報告**の義務付け
- **作業記録の作成・保存**の義務付け
※ 必要な知識を有する者による作業終了の確認



隔離措置の様子



吹付け石綿の除去作業の様子

- **都道府県等による立入検査の対象を拡大**
- 災害時に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者等による建築物等への**石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすること**等に努める。

※ 改正法の施行期日 (公布日:令和2年6月5日)

・ 下記以外の規定:令和3年4月1日

・ 調査結果の報告:令和4年4月1日

石綿（アスベスト）とは

石綿(アスベスト)は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため日本では現在製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。

石綿とは、繊維状を呈している蛇紋岩のクリソタイル、角閃石系のアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クロシドライト及びトレモライトをいいます。

「石綿を含有する」とは、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する場合をいいます。

代表的な石綿（アスベスト）

クロシドライト(青石綿) アモサイト(茶石綿) クリソタイル(白石綿)



出典：THE ASBESTOS／せきめん読本（1996年日本石綿協会）



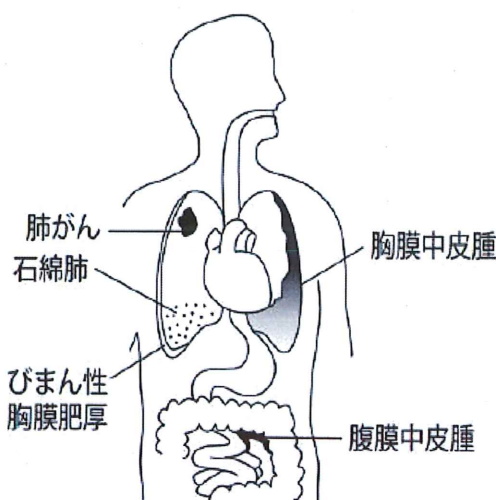
アスベストの物性（特徴）

1. 繊維性
 2. 高抗張性(引張り強度)
 3. 不燃・耐熱性
 4. 耐摩耗性
 5. 耐薬品性
 6. 耐腐食性
 7. 絶縁性
 8. 親和性
 9. 経済性(安価)
- ⇒耐久性を要する建材、製品に幅広く使用



アスベストの使用と規制

昭和30年頃	建材としての使用が一般化
昭和50年	石綿を5%を超えて含有する吹付作業の原則禁止
昭和55年	石綿含有吹付けロックウールの使用終了
昭和62年11月	建築物耐火構造規定から吹付石綿を除外
平成7年1月	<阪神・淡路大震災>
4月	石綿を1%を超えて含有する吹付作業の原則禁止
平成16年10月	石綿を1%を超えて含有する主な建材、摩擦材及び接着剤の新たな製造等の禁止
平成17年6月	<石綿製造工場周辺での石綿由来疾病発生事案>
7月	石綿を1%を超えて含有する吹付作業の全面禁止
平成18年9月	石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の禁止
平成24年4月	石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の全面禁止



主な石綿関連疾患と発生部位

出典：（独）環境再生保全機構パンフレット

石綿（アスベスト）が使用されている 建物・部位・建材の種類

石綿（アスベスト）の大半は、建築材料に使用されています。

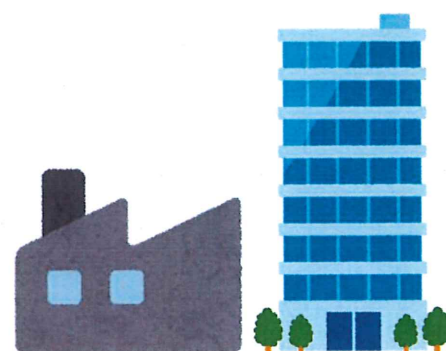
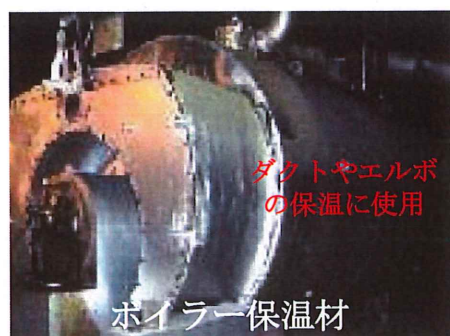
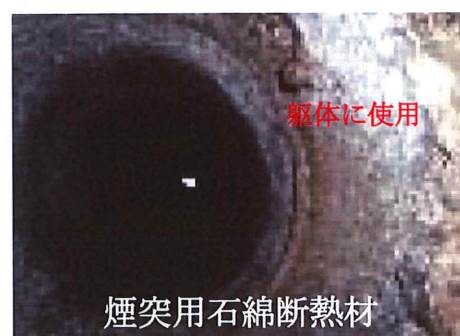
(1) 吹付け石綿

- ✓ 鉄骨(S)造では、柱や梁の鉄骨を熱から保護するため、石綿含有吹付け材が使用されています（使用禁止後、耐火被覆材に移行）。
- ✓ 鉄筋コンクリート(RC)造でも、天井・壁等の耐火・耐熱、吸音、結露防止、居室等の意匠として使用されています。



(2) 石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材

- ✓ 煙突やダクト等の断熱、配管の保温、天井や壁の断熱、結露防止、貫通部の耐火（吹付け石綿の代替）として使用されています。



石綿（アスベスト）が使用されている 建物・部位・建材の種類

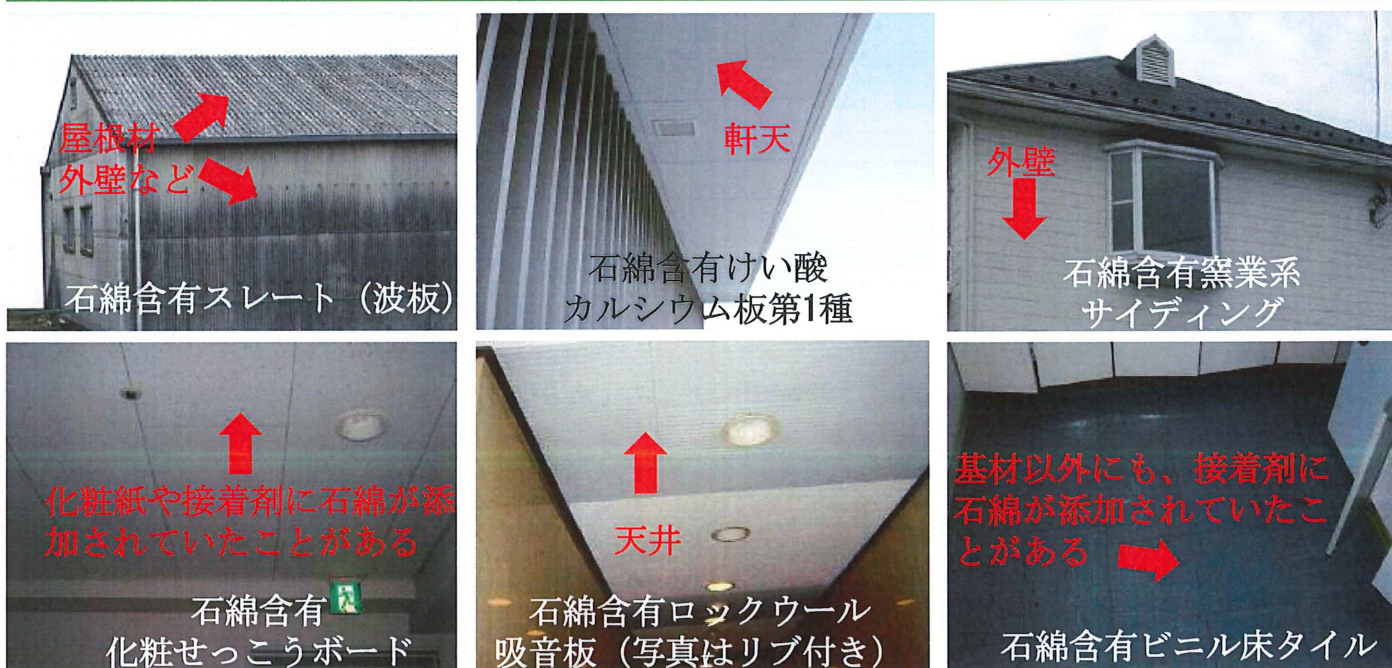
以下は、一般的な住宅にも使用されていることがあります。



(3) 石綿含有成形板等

石綿含有成形板は建物の内外装に非常に多く使用されています。

- ✓ 内装材(壁、天井、床、間仕切り): 耐火、吸音、結露防止、防水、意匠
- ✓ 外装材(外壁、軒天、屋根、煙突材): 耐火、耐候、防水、意匠



出典：目で見えるアスベスト（第2版 平成20年3月国土交通省）

(4) 石綿含有仕上塗材

内外装の仕上に使用されています。

- ✓ 内壁の仕上: 意匠
- ✓ 外壁の仕上: 意匠、耐候



出典：日本建築仕上材工業会
<http://www.nsk-web.org/kikaku/index.html>